

春の全国交通安全運動

全国重点 期間 4月6日(土)から4月15日(月)まで

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

【歩行者の皆さんへ】

- 横断歩道の近くでは、必ず横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を横断するときは、手を上げて、横断する意思をドライバーにはっきり伝えましょう。
- 道路を横断するときは、大きく首を振って左右の安全確認をしましょう。



歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずりあい」運転の励行

【ドライバーの皆さんへ】

- 横断歩道の手前では速度を落とし、歩行者がいたら必ず停止しましょう。
- 飲酒運転は重大事故の原因となり、多くの人的人生を台無しにします。飲酒運転を絶対しない・させない・許さない環境を作りましょう。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法で運転しましょう。



自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

【自転車・特定小型原動機付自転車を利用する皆さんへ】

- 交通ルールを必ず守るとともに、命を守るために、ヘルメットを着用しましょう。
- 交差点では、一時停止や徐行をして安全確認を徹底しましょう。
- 長野県では、自転車乗用時の自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。



長野県重点

高齢運転者の交通事故防止

- 普段から通り慣れた道であっても、しっかりと安全確認をして、こどもが飛び出してくるかもしれないなど、危険を予測した「かもしれない運転」を心掛けましょう。
- 運転に不安を感じたら、家族や、安全運転相談窓口(# 8080)などに相談しましょう。また、安全運転サポート車(サポカー)への乗り換え等を検討しましょう。

※ 架空料金請求詐欺が依然として後を絶ちません



架空料金請求詐欺ってどんな手口？

架空料金請求詐欺は、固定電話、携帯電話、パソコンを使って、電話やメールが掛かってきたり、届いたりし、また、自宅にハガキや封書が届き、不安になって電話をすると、「料金が未納になっている。」「裁判取り下げるためにお金を払ってほしい。」などとお金を請求される手口です。

最近では、インターネットを閲覧中、突然画面に、「ウイルスに感染。」などと表示が出て、表示された連絡先に電話すると、「パソコンの修理費用がかかる。」などとお金を請求される、「サポート詐欺」の被害が依然として後を絶ちません。

被害に遭わないために

1 不審なメール等は無視する

不審なメール、身に覚えのないメールには返信、アクセスをしないで、無視しましょう。

2 電子マネーで料金を支払うよう言われたら詐欺を疑う

「未納料金などの支払い」の名目で電子マネーを購入させることはありません。

「現金を贈りれ」「コンビニで電子マネーを買って」という案内は無視してください。

3 ひとりで悩まず、すぐに警察や家族に相談する

「未納料金がある。」「今日中に払わないと訴訟を起こす。」など、メールやハガキ、封書が届いたり、電話がかかってくると、全く身に覚えのない人でも焦ってしまいます。家族や近隣住民など、他の人に相談することで、冷静になることができます。



☆ 電子マネーを販売している、コンビニエンスストア店員が被害者への声かけをしておりますので、協力をお願いします。特殊詐欺被害を防ぐ大切な手段です。